

なぜいま 建築物の火災安全改修が 必要なのでしょうか？

多くの方が逃げ遅れる火災がありました

- ⇒一つしかない避難経路の階段付近から出火
- ⇒階段を伝って上階に大量の煙が流入



※近年の人的被害の大きな火災 大阪市北区ビル火災（令和3年12月）、京都市伏見区事業所火災（令和元年7月）

火災被害を繰り返さないために

国土交通省と消防庁が建築物の防火・避難対策を検討※しました。

※大阪北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会

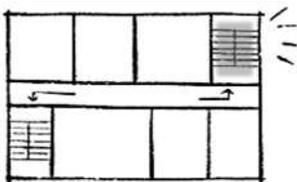
■差し迫った課題が判明

階段が一つしかないビルは、防火・避難に関して構造上のリスクを常に抱えており、リスクを平時から下げることが必要

⇒早急な防火・避難対策（火災安全改修）の必要性が明らかに！

■特に重要と示された防火・避難対策（火災安全改修）

直通階段の増設



避難上有効なバルコニーの設置



退避区画の設置



■支援制度の必要性

既存建築物の防火・避難対策（火災安全改修）には、追加的な手間・費用やテナント等との調整など、実施にあたって所有者負担が大きく、負担の軽減に向けた支援が必要

⇒国は建築物の防火・避難対策（火災安全改修）を支援する補助制度を創設！（予定）

改修によりリスクは低減できます。
あなたのビルは何から始めますか？

【問合せ先】

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

電話：075-222-3613 FAX：075-212-3657 メールアドレス：kenchiku-anzen@city.kyoto.lg.jp

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 2 階7番窓口